

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年十月十七日から平成二十七年二月十七日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するよう提出してください。

平成二十六年十月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル東九条店

所在地 奈良市東九条町一六七―一ほか一三筆

二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡市東区多の津一丁目一二番二号

代表者 永田 久男

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡市東区多の津一丁目一二番二号

代表者 永田 久男

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年六月三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、一〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一二〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 六四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 三七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間利用

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 出入口一箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十六年十月二日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課及び奈良市観光経済部商工労政課

十 縦覧期間

平成二十六年十月十七日から平成二十七年二月十七日まで。ただし、日曜日、土曜

日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を

除きます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで